

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 救急病院等の認定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 知事指定薬物の指定の失効
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
- 優良図書の推奨
- 有害図書の指定
- 保安林の解除予定
- 漁業災害補償法の規定による同意の成立
- **【公告】**
- 公共測量の実施
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

医療推進課

健康推進課

〃

〃

〃

医薬安全課

指導監査課

〃

子ども家庭課

〃

治山課

水産課

〃

監理課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

# 令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

## ◎岡山県告示第四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院及び救急診療所を次のとおり認定した。

令和八年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 病院の名称及び所在地

#### 1 名称

岡山大学病院

#### 2 所在地

岡山市北区鹿田町二―五―一

### 二 認定年月日

令和八年二月一日

### 三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

### 一 病院の名称及び所在地

#### 1 名称

岡山労災病院

#### 2 所在地

岡山市南区築港緑町一―一〇―二五

### 二 認定年月日

令和八年二月一日

### 三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

### 一 病院の名称及び所在地

#### 1 名称

岡山市立市民病院

#### 2 所在地

岡山市北区北長瀬表町三―二〇―一

### 二 認定年月日

令和八年二月一日

### 三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

### 一 病院の名称及び所在地

#### 1 名称

岡山済生会総合病院

#### 2 所在地

岡山市北区国体町二―二五

### 二 認定年月日

令和八年二月一日

### 三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

川崎医科大学総合医療センター  
2 所在地

岡山市北区中山下二―六―一

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

心臓病センター榊原病院

2 所在地

岡山市北区中井町二―五―一

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

光生病院

2 所在地

岡山市北区厚生町三―八―三五

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

総合病院岡山協立病院

2 所在地

岡山市中区赤坂本町八―一〇

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山西大寺病院

2 所在地

岡山市東区金岡東町一―一―七〇

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
佐藤病院
  - 2 所在地  
岡山市南区築港栄町二―一三
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
竜操整形外科病院
  - 2 所在地  
岡山市中区藤原二―一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
岡山旭東病院
  - 2 所在地  
岡山市中区倉田五六七―一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
岡山赤十字病院
  - 2 所在地  
岡山市北区青江二―一―一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

# 令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院  
2 所在地

岡山市北区建部町福渡一〇〇〇

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

瀬戸内市立瀬戸内市民病院  
2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

赤磐医師会病院  
2 所在地

赤磐市下市一八七―一

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

備前市国民健康保険市立備前病院  
2 所在地

備前市伊部二二四五

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

北川病院  
2 所在地

和気郡和気町和気二七七

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
倉敷中央病院
  - 2 所在地  
倉敷市美和一―一―一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
倉敷第一病院
  - 2 所在地  
倉敷市老松町五―三―一〇
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
倉敷成人病センター
  - 2 所在地  
倉敷市白楽町二五〇
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
しげい病院
  - 2 所在地  
倉敷市幸町二―三〇
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称  
水島中央病院
- 2 所在地  
倉敷市水島青葉町四―五

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称  
水島第一病院
- 2 所在地  
倉敷市神田二―三―三三

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称  
倉敷記念病院
- 2 所在地  
倉敷市中島八三一

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称  
玉島中央病院
- 2 所在地  
倉敷市玉島阿賀崎二―一―一

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称  
倉敷市立市民病院
- 2 所在地  
倉敷市児島駅前二―三九

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
川崎医科大学附属病院
  - 2 所在地  
倉敷市松島五七七
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
プライムホスピタル玉島
  - 2 所在地  
倉敷市玉島七五〇―一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
倉敷スイートホスピタル
  - 2 所在地  
倉敷市中庄三五四二―一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
玉島協同病院
  - 2 所在地  
倉敷市玉島柏島五二〇九―一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

水島協同病院

2 所在地

倉敷市水島南春日町一―一

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

松田病院

2 所在地

倉敷市鶴形一―三―一〇

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

まび記念病院

2 所在地

倉敷市真備町川辺二〇〇〇―一

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

森下病院

2 所在地

総社市駅前一―六―一

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

薬師寺慈恵病院

2 所在地

総社市総社一―一七―二五

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
金光病院
  - 2 所在地  
浅口市金光町占見新田七四〇
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
笠岡市立市民病院
  - 2 所在地  
笠岡市笠岡五六二八一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
笠岡第一病院
  - 2 所在地  
笠岡市横島一九四五
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
笠岡中央病院
  - 2 所在地  
笠岡市笠岡五一〇二一一四
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

# 令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

井原市立井原市民病院  
2 所在地

井原市井原町一一八六  
二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

小田病院  
2 所在地

井原市井原町五八二  
二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

菅病院  
2 所在地

井原市井原町一二四  
二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

矢掛町国民健康保険病院  
2 所在地

小田郡矢掛町矢掛二六九五  
二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

高梁中央病院  
2 所在地

高梁市南町五三

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
大杉病院
  - 2 所在地  
高梁市柿木町二四
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
高梁市国民健康保険成羽病院
  - 2 所在地  
高梁市成羽町下原三〇一
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
勝山病院
  - 2 所在地  
真庭市本郷一八一九
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
津山中央まにわ病院
  - 2 所在地  
真庭市勝山一〇七〇
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

一 病院の名称及び所在地  
1 名称

総合病院落合病院

2 所在地

真庭市上市瀬三四一

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

金田病院

2 所在地

真庭市西原六三

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

芳野病院

2 所在地

苫田郡鏡野町吉原三一二

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

鏡野町国民健康保険病院

2 所在地

苫田郡鏡野町寺元三六五

二 認定年月日

令和八年二月一日

三 認定の有効期限

令和十一年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

田尻病院

2 所在地

美作市明見五五〇一一

令和8年2月3日 岡山県公報 第12774号

- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
  - 1 名称  
岩藤胃腸科外科歯科クリニック
  - 2 所在地  
岡山市東区瀬戸町沖三四三
- 二 認定年月日  
令和八年二月一日
- 三 認定の有効期限  
令和十一年一月三十一日

◎岡山県告示第四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年二月三日

指定した医療機関

名称

ウエリナ薬局

所在地

久米郡美咲町原田一七六四―二

指定年月日

令和八年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年二月三日

指定を更新した医療機関

名称

ウエルシア薬局 新見高尾店

東津山薬局

所在地

新見市高尾七八九一

津山市川崎一三三五―三

更新年月日

令和八年二月一日

令和八年二月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和八年二月三日

指定を辞退した医療機関

名称

有限会社吉松屋薬局

所在地

真庭市久世二八二三

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和八年一月三十一日

◎岡山県告示第四十九号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和八年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 三―（二―）〔（シクロプロピル）（メチル）アミノ〕エチル―一H―インドール―四―オール（通称名四HO―McPT、四OH―McPT、四―hydroxy McPT）及びその塩類

2 二―〔（四―イソプロポキシフェニル）メチル〕―五―ニトロ―一―〔二―（ピロリジン―一―イル）エチル〕―一H―ベンゾ〔d〕イミダゾール（通称名N―Pyrrolidinoliso tonitazene、Iso tonitazep yne）及びその塩類

3 二―（二―）〔（一・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）メチル〕―五―ニトロ―一H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―一―イル〕―N・N―ジエチルエタン―一―アミン（通称名Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofurazanitazene）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第五号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和八年一月三十一日

◎岡山県告示第五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年二月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こぼとびぜん

2 所在地

備前市西片上三五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社はとぼっぼ

2 主たる事務所の所在地

備前市香登本九五六番地一

三 指定年月日

令和八年二月一日

四 事業所番号

三三五一一〇〇一〇六

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 1 名称 望の丘地域生活ホーム
  - 2 所在地 高梁市川上町上大竹一二三一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 社会福祉法人旭川荘
  - 2 主たる事務所の所在地 岡山市北区祇園八六六
- 三 廃止年月日 令和八年一月三十一日
- 四 事業所番号 三三二〇九〇〇〇三二一
- 五 サービスの種類 共同生活援助

◎岡山県告示第五十二号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
令和八年二月三日

番号	図 書 名	著 者	作・絵	発 行 所	対 象
1	にらめっこしましよ あつぷつぷ	山口 てつじ	作・絵	国 士 社	幼 児
2	きょうりゆうくんとゾチトマ	なかちえり	作	みらいパブリッシング	”
3	みえないおしごと	とくなが けい	作・絵	中央公論新社	小学生（低）
4	こぐまのもぐ うちゆうへいく	縣 秀彦	監修	ナ ツ メ 社	”
5	ラン・ガール・ラン！ 女子バレーボールのとびらをあけたガビー・ギブ	アネット・ベイ・ピメンテル ミーシャ・アーチャー やすだ ふゆこ	作 絵 訳	偕 成 社	小学生（中）
6	みんなの居場所	白矢 三恵 いつか	作 絵	文 研 出 版	”
7	花に風	吉野 万理子 あわい	作 絵	理 論 社	小学生（高）
8	あの日、ともに見上げた空	黒田 季菜子 トミイワサコ	作 絵	G a k k e n	”
9	下積み図鑑 すごい人は無名のとき何をしていたのか？	真山 知幸	著	笠 間 書 院	中 学 生

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

◎岡山県告示第五十三号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。  
令和八年二月三日

番号	種別	名称	岡山県知事	伊原木 隆 太	発行者等
1	雑誌	月間COMIC夢幻転生 2026年2月号			テイクアインネット
2	〃	コミックMaterL 2026年2月号Vol. 67			一水社
3	〃	実話ナツクルズウルトラVol. 41			大洋図書
4	〃	drap [ドラ] 2026年2月号			コアマガジン
5	〃	臨時増刊ラヴアーズVOL. 47			大洋図書

◎岡山県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和八年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

新見市豊永赤馬字大谷一四の一七、一二二の一八から一二二の二〇まで、一二三の二三から一二三の三五まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第百八条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和八年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主として機船船びき網漁業を営む漁業

〔四四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	和気郡和気町日笠 上地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量）
測量期間	令和八年一月二十六日から 同年三月二十七日まで

〔四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年二月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇一番七、五〇二番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市片島町九二四番地一 ベルフルル二〇一号

内藤 直敬

内藤 奈保

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十月二十三日岡山県指令建指第一七二号

〔四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年二月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口郡里庄町大字浜中字新田一七番一、一八番一、一八番二、一九番一、一九番二、一七番一から一九番二地先まで水路、字向新田二〇番一、二三番一、二四番一、二四番四、二五番一、二九番二、三〇番一、三一番一、三二番一、三二番二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都港区浜松町二丁目三番一号

オリックス不動産株式会社

代表取締役 深谷 敏成

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十二月十五日岡山県指令建指第二二〇号

〔四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
浅口郡里庄町大字浜中字新田一七番一、一八番一、一八番二、一九番一、一九番二、一七番一から一九番二地先まで水路、字向新田二〇番一、二三番一、二四番一、二四番四、二五番一、二九番二、三〇番一、三一番一、三二番一、三二番二
- 二 公共施設の種類  
水路、緑地
- 三 位置及び区域  
開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）
- 四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名  
東京都港区浜松町二丁目三番一号  
オリックス不動産株式会社  
代表取締役 深谷 敏成
- 五 許可年月日及び許可番号  
令和七年十二月十五日岡山県指合建指第二二〇号